

奈良県告示第五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年六月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表に規定する施設（駐車場を除く。）及び設備等の使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 インパクト株式会社

所在地 奈良市四条大路一丁目三番四五号

三 委託事務の取扱期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで